

伊東市景観条例

平成8年3月29日

伊東市条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 景観形成基本計画及び景観計画

第1節 景観形成基本計画（第7条）

第2節 景観計画（第8条・第9条）

第3章 景観計画区域内における行為の制限等（第10条－第18条）

第4章 景観重要公共施設（第19条）

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

第1節 景観重要建造物（第20条－第22条）

第2節 景観重要樹木（第23条－第25条）

第6章 景観協定（第26条）

第7章 景観整備機構（第27条）

第8章 表彰、支援等（第28条－第30条）

第9章 伊東市景観審議会（第31条－第33条）

第10章 雑則（第34条）

附則

わたしたちのまち伊東は、天城の山々を背に、相模湾に臨む伊豆半島の東海岸に位置し、城ヶ崎海岸、一碧湖、大室山とその火山活動により形成された高原地域等の自然景観、良質な温泉を生かした情緒豊かな湯の街景観、賑わいのある市街地景観などが織り成す観光都市である。

また、地域にまつわる数多くの史実や語り伝え、このまちに愛着を持ち住み着いた文人墨客とその足跡など、文化の香りに包まれたまちである。

わたしたち市民は、独特な自然景観や、先人がはぐくんだ湯の街情緒、そして文化の香りが醸し出すまちの景観などを掛け替えのない共有の財産として、次代に引き継いでいきたいと願っている。

ここに、わたしたち市民は、先人のたゆまぬ努力によって培われてきたこのまちの景観

を、守り、育て、つくり、さらにこれを担う人づくりを行うことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の個性的で魅力あふれる景観を守り、育て、つくること（以下「景観の形成」という。）について必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等について必要な事項を定め、景観を育むまちづくり、人づくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域の活性化を図り、市民が誇りと愛着を持つ良好な景観を次代へと継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、規則で定めるもののほか、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、景観の形成を推進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たり、市民、事業者その他関係者（以下「市民等」という。）の意見が十分反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、第1項の施策の策定及び実施に必要な調査研究に努めなければならない。
- 4 市は、景観の形成について、市民等の意識高揚と知識の普及のため、必要な施策を講じ、かつ、啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 5 市は、公共施設の整備を行うときは、景観の形成を図るための先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、互いに協力し、創意を發揮することにより景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力するものとする。

- 2 市民等は、建築物等の新築、増築若しくは改築、大規模な修繕若しくは外観の変更、広告物等の表示若しくは設置又は土地の区画形質の変更を行おうとするときは、景観の形成に配慮するものとする。

(財産権の尊重及び公益との調整)

第5条 市長は、この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、

公益との調整に留意しなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、景観の形成について必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、協力を要請するものとする。

第2章 景観形成基本計画及び景観計画

第1節 景観形成基本計画

(景観形成基本計画の策定)

第7条 市長は、景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観の形成に関する基本的な目標を明らかにした景観形成基本計画（以下「基本計画」という。）を定め、市民等と協力してその目標の実現を図るものとする。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ伊東市景観審議会（第31条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを告示するものとする。

4 前2項の規定は、策定後の基本計画の変更について準用する。

第2節 景観計画

(景観計画の策定)

第8条 市長は、前条の基本計画に即して、法第8条第1項に規定する景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めるときは、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観の形成について必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、景観計画を策定したときは、これを告示するものとする。

5 前2項の規定は、策定後の景観計画の変更について準用する。

(計画提案に対する判断等)

第9条 市長は、法第11条第1項及び第2項の規定による提案について、法第12条の規定により判断しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

第3章 景観計画区域内における行為の制限等

(景観計画の遵守)

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする

者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(届出を要する行為)

第11条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるもの(第14条第2号に規定するものを除く。)とする。

- (1) 木竹の伐採
- (2) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質変更
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(行為着手の制限期間の短縮)

第12条 市長は、法第18条第2項の規定により、同条第1項に規定する行為着手の制限期間を短縮したときは、規則で定めるところにより、届出をした者に通知しなければならない。

(完了届)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(届出及び勧告等の適用除外)

第14条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為(法第16条第1項第2号に規定する行為にあつては、規則で定める工作物に係るものに限る。)のうち規則で定めるもの

- (2) 第11条各号に規定する行為のうち規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(助言及び指導)

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定により届出があつた場合において、届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告又は命令の手續)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第

5項の規定による命令をするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わない旨の公表)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

3 市長は、第1項の規定により公表する場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第4章 景観重要公共施設

(景観重要公共施設の整備)

第19条 市長は、法第8条第2項第5号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事項を定めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

第1節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等)

第20条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物を指定するときは、当該建造物の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）並びに審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、これを告示するものとする。

3 第1項の規定は、法第22条第1項の規定による許可及び法第27条第1項又は第2項の規定による指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理方法の基準)

第21条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第22条 市長は、法第26条の規定による命令又は勧告をするときは、審議会の意見を聴くことができる。

第2節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等)

第23条 市長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木を指定するときは、当該樹木の所有者等及び審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、これを告示するものとする。

3 第1項の規定は、法第31条第1項の規定による許可及び法第35条第1項又は第2項の規定による指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

第24条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、剪定その他の必要な維持管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の対策を行うこと。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第25条 市長は、法第34条の規定による命令又は勧告をするときは、審議会の意見を聴くことができる。

第6章 景観協定

(景観協定の認可等)

第26条 市長は、法第81条第1項に規定する景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、法第84条第1項の規定による協定の変更及び法第88条第1項の規定による協定の廃止について準用する。

第7章 景観整備機構

(景観整備機構の指定)

第27条 市長は、法第92条第1項に規定する景観整備機構の指定をするときは、審議会の意見を聴くことができる。

第8章 表彰、支援等

(表彰)

第28条 市長は、景観の形成に著しく寄与していると認める建築物その他のものについて、その所有者等、設計者及び施工者を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、景観の形成に著しく貢献したと認める個人又は団体を表彰することができる。

(景観形成推進団体の認定等)

第29条 市長は、景観の形成を推進することを目的として、市民等が自主的に設置した団体で、景観の形成に寄与するものと認められるものを景観形成推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 前項の規定による推進団体の認定は、次の各号に掲げる事項の全てに該当することを要件として行うものとする。

(1) その活動が、基本計画に基づく景観の形成に有効と認められること。

(2) その活動が、当該地区の住民の多数の支持を得ていると認められること。

(3) その活動が、関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(4) 規則で定める事項を規定する規約が定められていること。

3 推進団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 市長は、推進団体が第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(支援等)

第30条 市長は、推進団体その他景観の形成に寄与すると認められる活動を行う個人又は団体に対し、必要な技術的援助を行い、又は予算の範囲内において必要な経費の一部を助成することができる。

第9章 伊東市景観審議会

(設置及び権限)

第31条 市長は、景観の形成の円滑な推進を図るため、伊東市景観審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例に定める事項を審議し答申するものとする。

3 審議会は、景観の形成に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第32条 審議会は委員10人以内をもって組織し、委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 この章に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(報酬及び費用弁償)

第33条 委員の報酬及び費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和22年伊東市条例第3号）に定めるその他法令及び条例に規定する委員の例による。

第10章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年7月1日伊東市条例第17号）

この条例は、平成10年1月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の伊東市都市景観条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定により定められた都市景観形成基本計画は、この条例による改正後の伊東市景観条例（以下「新条例」という。）第7条の規定により定められた景観形成基本計画とみなす。

3 新条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第12条、第20条、第25条及び第31条の規定により届出がなされた行為のうち施行日前に着手しているものについては、新条例の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 旧条例第34条第1項の規定により置かれた伊東市都市景観審議会（以下「旧審議会」

という。)は、新条例第31条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 5 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日において、新条例第32条第1項の規定により審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。